熱量基準器	［略］
基準密度浮ひょう	［略］
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	［略］
濃度基準器	［略］
基準比重浮ひょう	［略］
基準重ボーメ度浮ひょう	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

○経済産業省令第五十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第五条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～四　［略］	［略］
五　密度基準器	
イ　基準密度浮ひょう	三万四千七百円
ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	二万七千円
六　圧力基準器	
イ・ロ　［略］	［略］
ハ　血圧計用基準圧力計	三十九万七千七百円
七～十　［略］	［略］
十一　濃度基準器	一万九千二百円
十二　比重基準器	
イ　目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	三万四千七百円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	二万九千二百円

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～四　［略］	［略］
五　密度基準器	
イ　基準密度浮ひょう	一万千七百円
ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	一万九千八百円
六　圧力基準器	
イ・ロ　［略］	［略］
［新設］	［新設］
七～十　［略］	［略］
十一　濃度基準器	一万千七百円
十二　比重基準器	
イ　目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	一万千七百円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	三千九百五十円

熱量基準器	［略］
基準密度浮ひょう	［略］
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	［略］
濃度基準器	［略］
基準比重浮ひょう	［略］
基準重ボーメ度浮ひょう	［略］